

三重県立鈴鹿青少年センター利用約款

(適用範囲)

- 第1条** 当センターから利用者への利用許可については、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令及び県条例又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当センターが、法令及び県条例又は慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(利用許可の申請)

- 第2条** 当センターに利用許可申請をする者は、次の事項を事前に当センターと打合せを実施の上、利用開始日6ヶ月前から15日までに、所定の様式により当センターに申請していただきます。
- (1) 研修の目的
 - (2) 利用日及び利用人数
 - (3) 利用申請書
 - (4) 活動計画書
 - (5) 宿泊者名簿(宿泊研修の場合)
 - (6) その他当センターが必要と認める事項

(利用許可)

- 第3条** 当センターの利用は、当センターが前条の利用許可申請を許可したときに限ります。
- 2 前項の規定により利用許可申請を許可したときは、当センターが定める利用料金を、当センターが指定する日までに、お支払いいただきます。

(当センターの利用許可の拒否及び利用許可の解除権)

- 第4条** 当センターは、次に掲げる場合において、利用許可の拒否及び利用許可を解除することがあります。
- (1) 法律違反、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
 - (2) 青少年センターの施設・設備・備品等を損傷するおそれがある場合
 - (3) 暴力団の利益になると認められる場合
 - (4) 青少年センターの管理上支障があると認められる場合
 - (5) 利用目的が青少年センターの設置目的に反すると認められる場合
 - (6) 4人未満の団体である場合(但し家族単位は2名以上であれば許可をする)
 - (7) 利用に当たって研修活動計画を持たない団体である場合
 - (8) 小学生、中学生、高校生及びこれらに準じるもので構成する団体で、成人の引率者に率いられていない場合
 - (9) 利用許可申請書を、指定管理者である財団法人三重県体育協会が定める提出期限内に提出をしない場合
 - (10) 利用しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると認められる場合
 - (11) 利用施設に余裕がない場合

(利用者の利用許可の解除権)

- 第5条** 利用者は、当センターに文書にて申し出て、利用許可申請を解除することができます。
- 2 当センターは、利用者がその責めに帰すべき事由により利用許可の全部又は一部を解除した場合の利用料は、下記に掲げるところにより利用者に返還いたします。
- (1) 納入利用料金が全額返還の場合
[宿泊・1日研修] 利用者の責めに帰さない事由(災害発生、不測の事態等)により利用できない場合
利用日10日前(中9日)までに全ての利用申込を取り消した場合
 - (2) 納入利用料金の一部返還の場合
[宿泊・1日研修] 利用日10日前(中9日)を過ぎて利用を全て取り消した場合、利用料金の90%を返還
ただし、利用日の前日の取り消しについては、返還いたしません。
[宿 泊 研 修] 宿泊施設利用者が利用日2日前(中1日)までに利用の一部を減員すると申し出た場合、その減員分を返還
- 3 料金未納で上記の取り消しが発生する場合には、利用開始予定日から14日を納入期限として、返還しない分に相当する額を利用料金として請求いたします。

(利用料金)

- 第6条** 利用者が支払うべき料金等の内訳は、別の利用料金表に掲げるところによります。
- 2 当センターが利用者に宿泊室及び研修室を提供し、使用が可能になったのち、利用者が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。
- 3 利用団体が後納でなければ研修が出来ない正当な理由があるとき、当センター所長宛に理由書を提出し、当センター所長が認める場合は後納とする。後納の納期限は、利用日終了後10日(中9日)とする。
- 4 県内の保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高校が、学校行事として利用する場合、全ての引率者の料金を被引率者の料金とする。また、学校行事としての参加の場合を除き、3歳児以下の利用料金は免除する。
- 5 利用料金は、まず、利用者が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第5条の規定を適用する事態が生じたときは、基本的に料金の支払いの際に返還します。

(宿泊者名簿の提出)

- 第7条** 宿泊者は、宿泊日当日までに、当センターにおいて、次の事項を提出していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、年令、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) その他当センターが必要と認める事項

(利用ルールの遵守)

- 第8条** 利用者は、当センター内においては、当センターが定めた利用ルール及び当センター職員の指示に従っていただきます。

(利用者の手荷物又は携帯品の取扱い)

- 第9条** 利用者が、当センター内に持込みになった物品又は現金並びに貴重品については、基本的に各自で管理ください。
- 2 利用者が退所したのち、利用者の手荷物又は携帯品が当センターに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当センターは、当該所有者に連絡いたします。但し、発見日より1ヶ月を超過しても所有者が判明しない場合は、当センターにて処分いたします。

(駐車場の責任)

- 第10条** 利用者が当センターの駐車場をご利用になる場合、当センターは場所を提供するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(利用者の責任)

- 第11条** 利用者の故意又は過失により当センターが損害を被ったときは、当該利用者は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。